

男鹿市建設工事請負契約等に係る予定価格の事前公表に関する要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、入札契約事務の透明性を高めるため、予定価格を事前に公表することについて、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象は、男鹿市が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務等の指名競争入札のすべてとする。但し、市長は工事の種類、規模等を勘案し、公表する必要がないと認めるときは、公表しないことができる。

(公表の内容)

第3条 公表するものは、予定価格（消費税及び地方消費税を含む）とする。

(公表の方法と場所)

第4条 公表の方法は閲覧とし、閲覧の場所は財政課内とする。

(公表の期間)

第5条 公表の期間は、現場説明の日から入札終了日までとする。

(入札の条件)

第6条 第2条の規定により対象となる入札の条件は、下記のとおりとする。

- 2 入札回数は1回とする。
- 3 入札執行者は、入札参加者に工事費内訳書の提出を求めることができる。
- 4 予定価格の公表による入札価格に関し特別の制限を設けない。
- 5 入札の辞退は文書により行うものとし、入札辞退による不利益は設けない。
ただし、無届けの場合はこの限りでない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成17年5月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。